

# 産業廃棄物の排出事業者のみなさま

## 産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト) 交付状況の報告が必要です

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定により、産業廃棄物を排出する事業者は、前年度1年間で交付したマニフェストの状況について、毎年6月30日までに都道府県知事（政令市長）に報告書を提出することが義務付けられています。

### **1 八戸市に報告が必要な方**

八戸市内の事業場又は工事現場から産業廃棄物を排出した事業者の方

### **2 報告内容**

八戸市内で排出した産業廃棄物を処理するため、2019年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）に交付したマニフェストの交付状況。

報告様式を、市のホームページ（暮らし・手続き>ごみ・環境・ペット>公害・廃棄物>一般・産業廃棄物>産業廃棄物管理票交付等状況報告書）からダウンロードして報告するようお願いいたします。

（※電子マニフェストを使用した場合、報告は不要です。）

### **3 報告期限** 令和2年6月30日（火）

### **4 報告方法** 郵送、FAX又はメールのいずれか

※メールによる報告をされる際は、件名に「(事業者名) 産業廃棄物管理票交付等状況報告の提出」と入力してください。

### **5 報告先** 八戸市環境保全課廃棄物対策グループ

住所：〒031-0801 八戸市江陽三丁目1-111 下水道事務所3階

FAX：0178-47-0722

メール：kankyo@city.hachinohe.aomori.jp

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、当面の間、窓口対応を縮小しております。御不便をお掛けしますが御協力のほど、よろしくお願いいたします。

八戸市環境部環境保全課廃棄物対策グループ

住所：〒031-0801 八戸市江陽3丁目1-111 下水道事務所3階

TEL：0178-51-6195 FAX：0178-47-0722

Mail：kankyo@city.hachinohe.aomori.jp